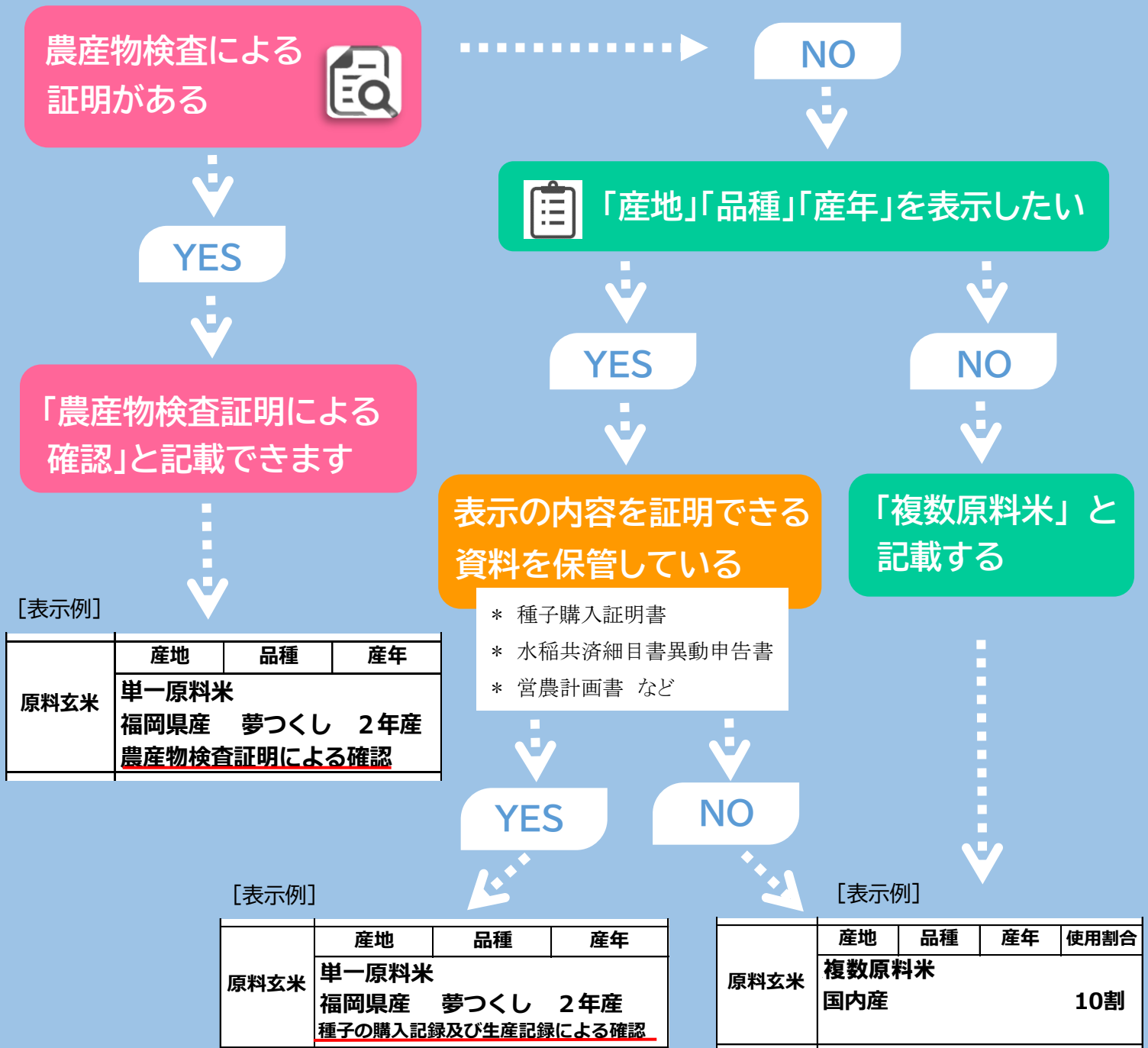


令和 3 (2021) 年 7 月 1 日から お米の食品表示が変わりました。

[改正の概要]

- ① 農産物検査法による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件として、当該産地、品種及び産年の表示が可能になります。
- ② 農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示が可能になります。
- ③ 生産者名、保存方法、分つき米である旨など、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内に表示することができます。

[改正後の玄米・精米の表示フロー]



※ 詳しくは消費者庁ホームページ掲載の「食品表示基準 Q&A」を参照ください